

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国道１０号別大地区（西大分地区）電線共同溝における電気通信地下設備の資産譲渡
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷川 征嗣 大分市西大道１丁目１番７１号
契 約 締 結 日	令和 ７年 ５月２２日
契約の相手方の氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）九州事業部
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ３， ７ ６ ３， ４ ７ ６ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ０ －
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 国道 10 号別大地区（西大分地区）電線共同溝における
電気通信地下設備の資産譲渡
2. 履行場所 : 大分県大分市大字駕野字軒田 938-1～
大分市大字駕野字四反畑 1346-4
3. 随意契約の相手方 : 名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
九州事業部
住所 福岡県福岡市博多区東比恵 2 丁目 3 番 7 号
電話 092-432-3412
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号
5. 資産譲渡の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 資産譲渡の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設である。資産譲渡は、電線管理者の通信設備を電線共同溝として活用し、電線共同溝整備に関わる建設コスト等の抑制化を図るものである。

2) 資産譲渡の内容

- ・マンホール 8 個
- ・管路 延長 1, 272.8 m（旦長 1, 272.8 m）

3) 随意契約に付する理由

電線管理者が所有する通信設備を電線共同溝の一部として利用するため、電線共同溝工事等の施行に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定に基づき、西日本電信電話株式会社 大分支店の資産である通信設備の譲渡について西日本電信電話株式会社 大分支店と、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理第二課 保全対策官
平山 絹一